

## 砺波市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

砺波市は、富山県西部の砺波平野の中央に位置し、庄川の清流が育んだ肥沃な平野に家屋が点在する「散居」景観を有するまちである。市内では、全国一の出荷量を誇るチューリップ球根等の力強い農業が展開される一方、市街地には大型商業施設が立地し活力ある様相を見せている。更に、先端産業のほか優れた技術力を持つ中小企業、木工業などの伝統産業も振興しており、農・商・工のバランスの取れたまちとして着実に発展を遂げてきた。

一方で、人口は、2005年の49,429人をピークに2020年国勢調査において48,154人となるなど緩やかな減少傾向で推移しており、将来的には老年人口が増加すると同時に、年少人口及び生産年齢人口の減少が予測されている。

また、本市の産業別就業状況として、第1次産業及び第2次産業が全国比率と比較しても高く、市内事業者の約9割以上が中小企業等であることから、経済情勢等の影響を受けやすい状況となっている。

さらに、現在、本市における就業地別有効求人倍率は慢性的に2倍を超える状況にある中で、市内事業者において人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、この現状を放置すると本市の産業基盤に大きな影響を与える状況となっている。

これらの商工業を取り巻く状況を踏まえ、本市においても平成26年度以降、砺波市商工業振興計画を策定し、本市商工業の振興に向けた諸施策を進めてきたところであるが、さらなる市内中小企業の生産性向上を推進することにより、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者の育成と円滑な承継に向けた企業基盤の整備を支援していくことが喫緊の課題となっている。

#### (2) 目標

本導入促進基本計画により、市内の中小事業者の先端設備等の導入を促すことで、本市各企業における労働生産性の向上を推進し、さらなる本市の経済発展に資することを旨とする。

これを実現するための目標として、計画期間中に約100件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種それぞれが本市の経済・雇用を支えていることから、全ての産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業におけるそれぞれの設備投資を支援することが必要であることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める指定設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、市街地等を中心とした商工業のほか、農村部や山間部における農林業など、全ての産業において生産性向上の実現が必要であることから、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

業種については、農林水産業、製造業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種それぞれが本市の経済・雇用を支えていることから、全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発のほか、自動化の推進、ITやIoTの導入による業務効率化、省エネルギー化の推進など、産業や業種によって多様な事項が想定される。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる取組全般を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日~令和9年3月31日)とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたり、以下の取組等に該当する事業又は事業者は、認定対象としないものとする。

### (1) 人員削減を目的とした事業

### (2) 公序良俗を害するおそれのある事業や、反社会的勢力との関係が認められる事業

(3) 次のいずれかに該当する者又は事業者

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- ②暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- ③富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正の手続き中の事業者
- ⑤各種法令に違反している事業者
- ⑥行政機関からの行政指導を受け、改善をしていない事業者
- ⑦市税を滞納している事業者

(4) その他適当ではないと認められる事業又は事業者